文政第 1 0 5 3 号 平成19年 1月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多 殿

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価書 に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に基づき、平成18年12月14日付け宮 農第23-16号により送付されたみだしの環境影響評価書について、同条例第22条第 1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べる。

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る 環境影響評価書に対する知事意見

- 1 流出係数は、環境影響評価手続き後の実施設計における現地精査を基に設定する としていることから、現地精査の結果及び流出係数の設定根拠を事後調査報告書に 記載すること。
- 2 事業採択後の初年度に調査を予定している測量設計業務の耕土深調査、浸透能試験及び地質調査の結果、また、その結果を受けて浸透池の設置に変更が生じた場合の変更内容については、工事着工前までに県へ報告すること。
- 3 大浦湾奥に堆積している土砂の由来については、事業計画地及びその周辺地域の 地形等の状況を考慮して具体的に記載すること。また、水環境に係る事後調査にお いては、本事業の実施による大浦湾奥への土砂流入の影響を確認するため、事業計 画地及びその周辺地域からの土砂流出等の状況調査も併せて実施すること。
- 4 事業の実施による地下水量への影響を把握するため、地下水位の事後調査を実施すること。なお、地下水位は、降雨量の影響により変動すると推察されることから、専門家等の指導・助言を受けて調査頻度及び調査時期を設定すること。
- 5 小動物保護型側溝については、ほ場側への移動も可能となるような構造を検討すること。